

第2次土浦市国土強靱化地域計画

令和5年3月

土 浦 市

目 次

第1章 計画の基本事項

1	計画の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画策定の進め方	3
4	基本目標	4
5	事前に備えるべき目標	4
6	計画の区域	4
7	計画の期間	4
8	計画推進の基本的な考え方	5

第2章 本市の災害履歴と被害想定

1	本市の災害履歴	6
2	被害想定	9

第3章 リスクシナリオ、施策分野の設定

1	想定するリスク	11
2	リスクシナリオの設定	11
3	施策分野の設定	12

第4章 脆弱性の評価

1	脆弱性評価の考え方	13
2	リスクシナリオごとの脆弱性評価	13

第5章 リスクへの対応方策

1	リスクシナリオごとの対応方策	20
2	施策分野ごとの対応方策	31

第6章 計画の推進体制

1	施策の重点化の設定	35
2	重要業績指標（K P I）の設定	36
3	計画の推進体制	37

第1章 計画の基本事項

1 計画の背景・趣旨

平成23年発生した東日本大震災では、観測史上最大の巨大地震と大津波により、自然災害に対する社会経済システムのもろさが明らかになりました。また、今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への対応が、国家的課題として認知されることとなりました。

こうした状況を背景として、国は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、国土強靱化に係る指針として、平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を閣議決定しました。

また、茨城県においても、平成29年2月に、市町村や関係機関相互の連携の下、国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進し、大規模災害に対する県民等の生活の安全が十分に確保されることなどを目的とした、「茨城県国土強靱化計画（以下「県地域計画」という。）」を策定しております。

このような動きを踏まえ、本市においても、基本法第13条に基づき、国土強靱化に関する取り組みの方向性を示すものとして「土浦市国土強靱化地域計画」を策定し、様々な大規模自然災害から市民の生命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持し、迅速に復旧復興できる、強くしなやかな地域づくりを推進するものです。

【参考】強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

第二条 基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

第四条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

第十三条 国土強靱化地域計画

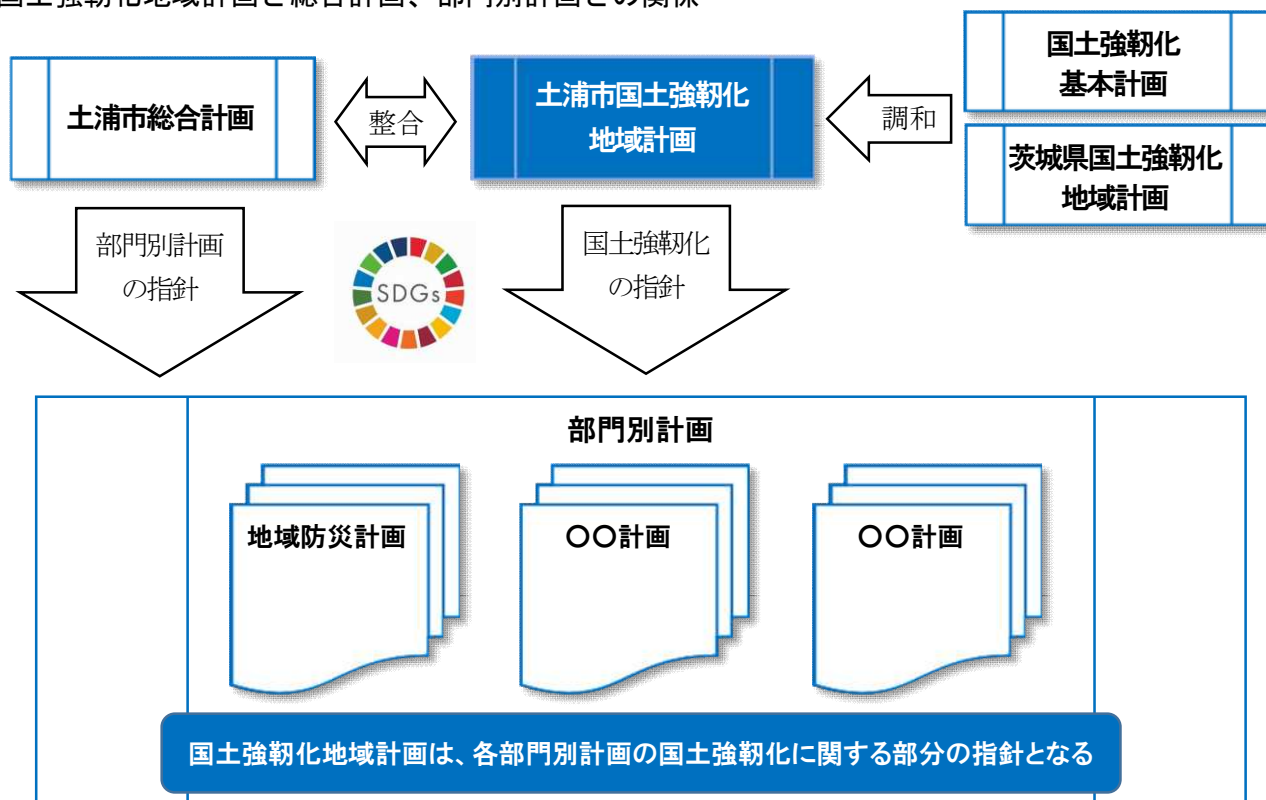
都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定したものであり、各部門別計画の国土強靱化に関する指針となるものです。策定にあたっては、基本計画及び県地域計画との調和を保つとともに、本市総合計画との整合を図りました。

なお、本計画の推進にあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標（ゴール）のうち、特に3、11、13、17を踏まえて取り組みます。

■国土強靱化地域計画と総合計画、部門別計画との関係



■SDGsの関連目標



3 計画策定の進め方

本計画の策定にあたっては、「国土強靱化地域計画策定・改訂ガイドライン（令和4年7月改定）」を参考に、以下のとおり実施しました。

■計画策定の進め方

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

P4～

- ・基本目標の設定
- ・事前に備えるべき目標の設定
- ・計画期間の設定

STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定

P6～

- ・自然災害の想定
- ・リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定
- ・施策分野の設定

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

P13～

- ・脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP4 リスクへの対応方策の検討

P20～

- ・リスクへの対応方策の検討

STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け

P35～

- ・対応方策についての重点化・優先順位付け

4 基本目標

基本計画、県地域計画を踏まえ、基本目標を下記のとおりとし、強くしなやかな地域づくりを推進します。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

5 事前に備えるべき目標

基本計画、県地域計画を踏まえ、事前に備えるべき目標を下記のとおりとします。

1 人命の保護	人命の保護が最大限図られる。
2 救助・救援、医療活動等の迅速な対応	救助・救援、医療活動等が迅速に行われる。
3 行政機能の確保	必要不可欠な行政機能を確保する。
4 情報通信機能の確保	必要不可欠な情報通信機能を確保する。
5 地域経済活動の維持	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
6 ライフラインの確保及び早期復旧	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
7 二次災害の防止	制御不能な二次災害を発生させない。
8 迅速な復旧・復興	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6 計画の区域

本計画の区域は、土浦市全域とします。

7 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

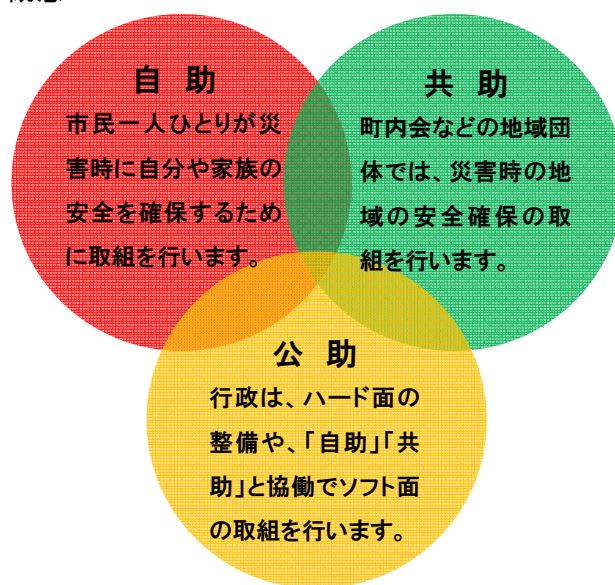
8 計画推進の基本的な考え方

基本計画、県地域計画を踏まえ、基本的な考え方を下記のとおりとし、施策を推進します。

(1) 「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ

「自助」、「共助」、「公助」を基本とし、国、地方公共団体、住民、民間事業者、関係機関等と適切な連携、役割分担の下、施策を推進します。

■自助・共助・公助の概念



(2) ソフト対策とハード対策の組み合わせ

基本目標を実現するためには、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせて効果的に施策を推進します。

(3) 平時における利活用

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される取組を推進します。

例えば、住宅地における緑地の確保（災害時：延焼防止、平時：景観向上）のように、平時においても利活用が図られ、市民生活の豊かさの向上等にも資する施策となるよう留意します。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努め、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策を講じます。

また、地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ります。

第2章 本市の災害履歴と被害想定

1 本市の災害履歴

(1) 地震

過去に発生した地震で、土浦市域に大きな被害が記録されている地震は、1895年の霞ヶ浦付近の地震と1923年の関東大震災です。2011年の東日本大震災においても、市域全体で被害が発生しました。

なお、近年多発している茨城県南部の地震は、いわゆる地震の巣で発生しており、ほぼ定常的な地震活動とみられます。

■ 土浦市における地震被害年表

年月日	名称・地域	マグニチュード	震度	主な特徴、被害状況
1677.11.4 (延宝5)	磐城・常陸・安房・上総・下総	8	—	房総半島東方沖を震源とする地震で、磐城から房総にかけて津波が発生した。房総で溺死者246余、家屋全壊223余。
1895.1.18 (明治28)	霞ヶ浦付近	7.2	5	鹿島、新治、那珂、行方で被害が大きく、死者4人、負傷者34人、家屋全壊37棟、半壊53棟、破損1,190棟。 【土浦市】旧新治村で死者3人、家屋全壊3棟、半壊1棟、破損435棟、土蔵破損176棟、煙突倒壊17本の被害があった。
1923.9.1 (大正12)	関東地震 (関東大震災)	7.9	5	茨城県南部を中心に被害が発生。県内で死者5人、負傷者40人、家屋全壊517棟、半壊681棟。 【土浦市】土浦駅前の赤煉瓦倉庫が崩壊。本町で煉瓦塀が倒壊。土浦小学校校舎の屋根に被害発生。
1983.2.27 (昭和58)	茨城県南部	6.0	—	県内で軽傷2人、家屋一部破損111棟。龍ヶ崎の被害が大きい。
1987.12.17 (昭和62)	千葉県東方沖地震	6.7	5	神栖町、東村で負傷者1人。水戸市、岩井市、桜川村、河内村等で家屋の一部破損1,055棟。
2005.2.16 (平成17)	茨城県南部	5.4	5弱	県内で重傷3名、軽傷4名。龍ヶ崎市でブロック塀の被害1件。 【土浦市】軽傷者1人。
2008.5.8 (平成20)	茨城県沖	7.0	4	常総市で軽傷者1人。下妻市で住家一部破損6棟。 【土浦市】住家一部破損1棟。
2011.3.11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	6弱	三陸沖を震源とし、県内8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。同日に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市では6強を観測した。県内の人的被害は死者24名、行方不明者1名、重傷34名、軽傷680名。住家被害は全壊2,630棟、半壊24,368棟、一部損壊187,212棟、床上浸水1,799棟、床下浸水779棟(平成27年12月末現在) 【土浦市】軽傷者7人。家屋全壊3棟、大規模半壊2棟、半壊41棟、一部損壊3,060棟。火災発生1件。11日夜の避難者数2,324人。その他、液状化被害、停電・断水等ライフライン被害が発生。

第2章 本市の災害履歴と被害想定

(2) 風水害

昭和以降に発生した風水害で、土浦市域に大きな被害が記録されている災害は、1938年6月～7月の梅雨前線、1941年7月の台風8号、1961年6月の梅雨前線による災害で、数百～数千戸の浸水被害が発生しています。

近年は、1986年8月の温帯低気圧で浸水被害等が発生し、2009年10月には竜巻による被害も発生しています。

なお、県内では、2015年9月の関東東北豪雨、2019年10月の台風19号による甚大な被害も発生しています。

■ 土浦市における風水害被害年表

年月日	名称	主な特徴、被害状況
1938.6.28 ～7.8 (昭和13)	梅雨前線	県下で400～700mm。死者47人、全壊家屋834棟、家屋流失437棟。 【土浦市】総雨量443mm。死者行方不明者6名、全半壊家屋658棟、流出家屋133棟、床上・床下浸水5,500棟。23日間にわたる滞水により赤痢、疫痢が発生した。
1941.7.22 (昭和16)	台風8号	県内で死者6人、全壊家屋150棟、流出家屋292棟。 【土浦市】下水道と新川の氾濫に始まり、利根川の増水と、これに伴う霞ヶ浦の水位上昇により、3,462棟の床上浸水が発生した。市街地は14日間滞水した。
1944.10.8 (昭和19)	台風20号	中部地方を横断して日本海へ抜けた。 県内で死者22名、全壊家屋7棟。
1947.9.15 (昭和22)	カスリン台風	県内で死者74人、全壊家屋294棟、全壊家屋流失194棟。
1948.9.16 (昭和23)	台風	千葉県中央部を通過。 県内で死者3名、全壊家屋流失251棟。
1949.9.1 (昭和24)	キティ台風	小田原付近に上陸し群馬県を通過。 県内で死者4名、全壊家屋流失1,145棟。
1958.7.23 (昭和33)	台風11号	栃木県を通過し、前線を刺激。那珂川上流に500mmの降雨。 県内で死者1名、全壊家屋4棟、流失家屋2棟。
1958.9.18 (昭和33)	台風21号	伊豆半島、三浦半島から茨城県を通過。 県内で全壊家屋16棟。
1958.9.27 (昭和33)	台風22号 (狩野川台風)	伊豆半島沿岸から茨城県を通過。 県内で全壊家屋57棟。
1961.6.27 (昭和36)	梅雨前線	死者12名、全壊流失14戸。 【土浦市】総雨量229.7mm。勾橋付近の桜川の堤防が決壊し水害が発生。旧土浦市で床上浸水248棟、床下浸水607棟、田畑冠水904ha。
1969.8.23 (昭和44)	台風9号	山梨県から栃木県を通過、猿島町で竜巻発生。 県内で死者2名、全半壊57棟。
1977.9.19 (昭和52)	台風11号	山梨県から茨城県北部を通過。 県内で死者4名(県道陥没で通過自動車が転落し3名死亡)
1979.10.19 (昭和54)	台風20号	紀伊半島に上陸し中部地方を通過。 県内で死者1名、全壊家屋3棟。

第2章 本市の災害履歴と被害想定

年月日	名称	主な特徴、被害状況
1986.8.4 (昭和 61)	温帯低気圧	台風 10 号から変わった温帯低気圧が房総半島を通過。 県内で死者 4 名、全壊家屋 8 棟。 【土浦市】旧新治村:床上浸水 4 戸、床下浸水 30 戸、田畑冠水 231ha
1993.8.27 (平成 5)	台風 11 号	【土浦市】日雨量 112mm。北荒川沖町・東真鍋町周辺で内水氾濫が発生。
1994.9.16 (平成 6)	集中豪雨	【土浦市】総雨量 107mm(13 日～16 日)。花室川周辺の小範囲に内水氾濫が発生。
1996.9.22 (平成 8)	台風 17 号	【土浦市】降雨量 183.7mm、時間最大降雨量 40.5mm。真鍋周辺で被害発生し、床上浸水 4 棟、床下浸水 13 棟、道路冠水 45 箇所、がけ崩れ 1 箇所。
2009.10.8 (平成 21)	竜巻	台風 18 号の接近に伴う竜巻。同日、利根町から龍ヶ崎市でも突風が発生。 【土浦市】穴塚を中心に下高津から矢作で発生し、負傷者 2 名、全壊家屋 1 棟、半壊 11 棟、一部破損 94 棟
2012.5.6 (平成 24)	竜巻	県内 3 箇所で竜巻が発生。常総市、つくば市、筑西市、桜川市、常陸大宮市などに被害。つくば市で死者1名。
2015.9.9 ～11 (平成 27)	関東東北豪雨	県内初となる、大雨特別警報が発令。 県内で死者(関連死含む)15 名、全壊家屋 54 棟、半壊 3,747 棟、床上浸水 230 棟、床下浸水 3,880 棟。 【土浦市】床下浸水 1 棟。
2019.9.9 (令和 1)	台風 15 号	多くの地点で観測史上1位の最大風速・最大瞬間風速を観測。大規模な停電が発生。 県内で負傷者 25 名、全壊家屋 4 棟、半壊 84 棟、一部損壊 4705 棟、床下浸水 1 棟。 【土浦市】半壊 5 棟、一部損壊 43 棟。
2019.10.12 (令和 1)	台風 19 号	静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨。 県内で、死者 2 名、負傷者 20 名、全壊家屋 146 棟、半壊 1599 棟、一部損壊 1461 棟、床上浸水 13 棟、床下浸水 350 棟。 【土浦市】負傷者 5 名、一部損壊 43 棟。

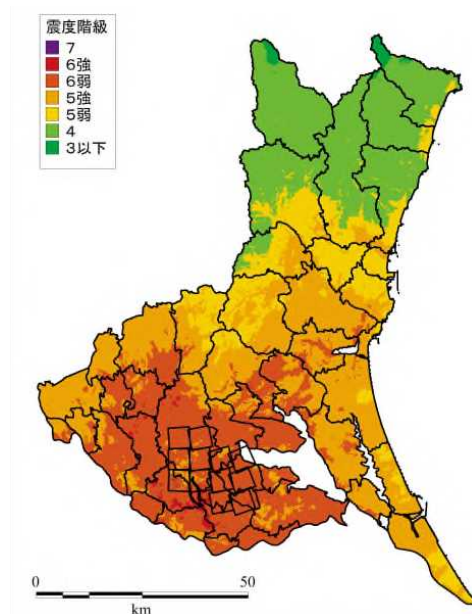
2 被害想定

(1) 地震

茨城県地震被害想定調査によると、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）の被害想定から推定される土浦市内の被害は、最大震度6弱を観測し、全壊焼失する建物数が最大で670棟、負傷者数が340人に上ると予測され、市内で多数の市民が罹災し、避難生活を強いられる可能性がある。

■茨城県南部地震の想定と地表震度分布図

地震名	茨城県南部地震
地震想定 の 観点	首都直下のM7クラスの 茨城県南部
最大震度（土浦市）	6弱
地震規模	Mw 7.3
地震の特徴	震度5弱以上の揺れがほぼ 全県に及ぶ。
被害の特徴	建物の全壊や焼失が県南 や県西に広く及ぶ。冬の18 時に発生した場合の火災 被害が非常に大きい。



資料：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）

■茨城県南部地震の予測被害量（土浦市）

被害項目		被害数		
		冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊焼失	200棟	190棟	670棟
	半壊	2,300棟	2,300棟	2,300棟
人的被害	死者	20人	10人	10人
	重傷者	20人	20人	30人
	負傷者	340人	200人	280人
避難者	被災当日	7,600人	7,600人	8,700人
	被災1週間後	10,000人	10,000人	11,000人
	被災1ヶ月後	5,300人	5,300人	6,400人
要援助者数	—	40人	30人	40人

資料：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）

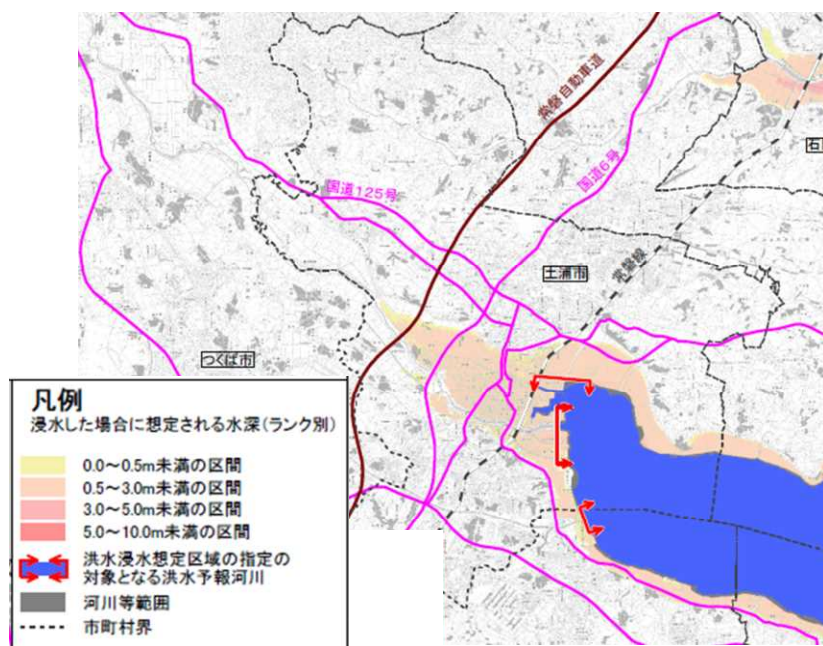
第2章 本市の災害履歴と被害想定

(2) 風水害

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定している。本市では、霞ヶ浦及び桜川が指定され、それぞれに浸水想定区域が示されている。

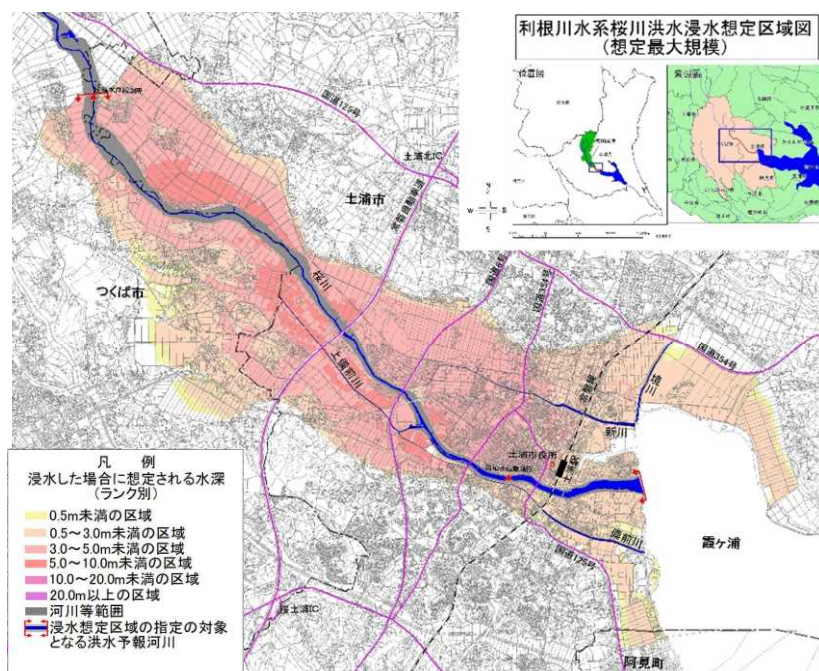
霞ヶ浦は、想定最大規模の雨量条件（霞ヶ浦流域に8日間雨量で853mm）による外水氾濫の想定で、霞ヶ浦の湖岸平野と桜川低地の広範囲に、最大5m以下の浸水が予想されている。桜川は、想定最大規模の雨量条件（桜川流域に48時間雨量で746mm、ピーク時の1時間雨量で77mm）による外水氾濫の想定で、桜川低地の広範囲に、最大5m程度の浸水が予想されている。

■利根川水系霞ヶ浦洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



資料：関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所ホームページ（平成28年8月18日指定・公表）

■利根川水系桜川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



資料：茨城県ホームページ（平成29年9月28日指定）

第3章 リスクシナリオ、施策分野の設定

1 想定するリスク

- ・基本計画、県地域計画を踏まえ、想定するリスクを「大規模自然災害全般」とします。

2 リスクシナリオの設定

基本計画、県地域計画との調和に留意しつつ、本市の地理的環境等を踏まえ、8つの事前に備えるべき目標に対応する20のリスクシナリオ（最悪の事態）を設定します。

■ 本計画におけるリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		No	リスクシナリオ
1	人命の保護	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	土砂災害等による死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2	救助・救援、医療活動等の迅速な対応	2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止
		2-2	救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	被災地における疫病・感染症の大規模発生
3	行政機能の確保	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	情報通信機能の確保	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
5	地域経済活動の維持	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
6	ライフラインの確保及び早期復旧	6-1	電力・ガス・石油等の長期間にわたる供給停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通ネットワークの機能停止
7	二次災害の防止	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-3	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
8	迅速な復旧・復興	8-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
		8-2	建設業関連など人材の不足等による復旧・復興の遅れ
		8-3	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ

3 施策分野の設定

基本計画、県地域計画との調和に留意しつつ、8つの施策分野を設定します。

■ 本計画における施策分野

No	施策分野		
A	行政機能・消防	(1)行政機能	(2)消防
B	防災	(1)地域防災	(2)物資等 (3)協力体制
C	住宅・都市・土地利用	(1)住宅・都市	(2)土地利用 (3)まちづくり
D	保健医療・福祉	(1)保健医療	(2)福祉
E	産業・農林水産	(1)産業	(2)農林水産
F	上水道・下水道・雨水排水	(1)上水道	(2)下水道 (3)雨水排水
G	情報通信・交通・道路	(1)情報通信	(2)交通 (3)道路
H	国土保全・環境	(1)国土保全	(2)環境

第4章 脆弱性の評価

1 脆弱性評価の考え方

基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価を実施します。脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施します。脆弱性評価を行うことにより、国土強靱化に必要な施策の効果的な実施につながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスになります。

2 リスクシナリオごとの脆弱性評価

20のリスクシナリオごとに現在の対応力について評価・分析を行い、課題等を整理しました。

1 人命の保護

リスクシナリオ	(1-1) 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
■建築物の耐震化について - 地震の被害を抑制するため、公共施設等、多数の方が利用する建築物、旧耐震基準で建てられた既存建築物、ブロック塀等の耐震化を推進する必要がある。 ■消防救急体制・火災予防について - 災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を引き続き進める必要がある。 - 消防団を中核とした地域防災力の充実強化及び自主防災組織の活動を活性化する必要がある。 - 災害時に医療機能を維持するため、平時から医療施設、医療資機材、医療救護体制の整備・強化を図る必要がある。 - 防火管理の徹底、違反対象物の是正指導、及び重大な消防法令違反を公表して、利用者が建物の危険性を判断できるようにする公表制度の構築を図る必要がある。 - 住宅用火災警報器について、機器の取り替えの周知及び未設置住宅への設置促進を図る必要がある。また、地震後の通電火災発生防止対策を図る必要がある。 ■地域防災力について - 災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自治会等のコミュニティ組織や自治会単位での防災組織の一層の充実・強化を図る必要がある。 - 市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。 - 自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。 ■避難行動の支援について - 災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。 ■市街地について - 適切に維持管理されていない空家の増加は、災害等による危険性が増し、住環境の悪化等の問題が懸念されることから、その解決に向けた取組が必要である。 - 火災時の延焼を抑制するため、緑地の確保や良好な住環境の整備のほか、市街地整備を引き続き推進する必要がある。	

リスクシナリオ	(1-2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	■河川について ・本市を流れる一級河川は、桜川をはじめとして8河川、総延長約38kmで、順次、改修事業が進められているが、未整備区間も多く残っており、近年の集中豪雨に伴う都市部での排水が問題となっていることから、今後も計画的に河川改修を促進していく必要がある。 ■雨水排水について ・現在、8ヶ所の下水道雨水ポンプ場が稼動しており、台風時の大雨や集中豪雨に対応している。市民が安心して暮らせるよう、計画的な雨水排除対策を推進するとともに、施設・設備の適切な老朽化対策を図る必要がある。 ■地域防災力について ・災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自治会等のコミュニティ組織や自治会単位での防災組織の一層の充実・強化を図る必要がある。 ・市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。 ・自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。 ■避難行動の支援について ・災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。
リスクシナリオ	(1-3) 土砂災害等による死傷者の発生
	■急傾斜地について ・土砂災害を防止するため、風雨や地震または自然風化などにより崩壊する危険性の ある傾斜地等の解消を推進する必要がある。 ■地域防災力について ・災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自治会等のコミュニティ組織や自治会単位での防災組織の一層の充実・強化を図る必要がある。 ・市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。 ・自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。 ■避難行動の支援について ・災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。
リスクシナリオ	(1-4) 情報伝達の不備に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生
	■情報の収集・伝達について ・災害時に防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、効果的な体制を確立する必要がある。 ・情報通信の麻痺に備えつつ、災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう多用な媒体による伝達手段の確保が必要である。

■地域防災力について

- ・災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自治会等のコミュニティ組織や自治会単位での防災組織の一層の充実・強化を図る必要がある。
- ・市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。
- ・自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。

■避難行動の支援について

- ・災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。

2 救助・救援、医療活動等の迅速な対応

リスクシナリオ

(2-1) 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止

■物資供給について

- ・災害発生直後は、物資の供給や外部支援が困難となるため、食料、飲料水、生活必需品などを備蓄する必要がある。
- ・断水時においても市民が水を利用できるよう、水道の代替施設の更新整備、拡充を図る必要がある。
- ・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。

■道路・橋梁について

- ・災害により道路が途絶した場合においても、円滑な移動を確保するため、代替経路を確保する必要がある。また、道路の途絶を防止するため、路面、擁壁・法面、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- ・地震による橋梁の倒壊を防止するため、橋梁の耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
- ・道路啓開作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。

リスクシナリオ

(2-2) 救助・救急活動等の絶対的不足

■消防体制について

- ・災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を引き続き進める必要がある。
- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化及び自主防災組織の活動を活性化する必要がある。

■救急体制について

- ・災害時に医療機能を維持するため、平時から医療施設、医療資機材、医療救護体制の整備・強化を図る必要がある。

■応援・協力体制について

- ・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。

リスクシナリオ	(2-3) 被災地における疫病・感染症の大規模発生
■市民の健康管理について ・感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種等、市民の健康管理を促進する必要がある。 ■汚水処理施設について ・地震発生時に汚水処理機能を維持するため、下水道施設や農業集落排水施設の耐震診断・耐震化を推進し、老朽化している施設の長寿命化を図るとともに、高度処理型浄化槽の普及促進を図る必要がある。	

3 行政機能の確保

リスクシナリオ	(3-1) 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
■防災拠点施設について ・地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進する必要がある。 ・地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努める必要がある。 ・避難者の避難生活における安全を確保するとともに、避難生活に起因するストレスを抑制する必要がある。 ■業務の継続について ・災害時に行政機能を維持するための業務継続計画は策定済みである。 ■市職員について ・災害時に市職員が迅速かつ的確に対応できるよう、防災教育の徹底を図る必要がある。 ■応援・協力体制について ・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。	

4 情報通信機能の確保

リスクシナリオ	(4-1) 情報通信の麻痺・長期停止
■情報の収集・伝達について ・災害時に防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、効果的な体制を確立する必要がある。 ・情報通信の麻痺に備えつつ、災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう多用な媒体による伝達手段の確保が必要である。 ■防災拠点施設について ・地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進する必要がある。 ・地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努める必要がある。 ・避難者の避難生活における安全を確保するとともに、避難生活に起因するストレスを抑制する必要がある。	

■業務の継続について

- ・災害時に行政機能を維持するための業務継続計画は策定済みである。

5 地域経済活動の維持

リスクシナリオ (5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

■事業の継続について

- ・災害時に企業活動を維持するため、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

■保育サービスについて

- ・災害時においても市民の仕事と家庭の両立を図り、企業活動を維持するため、平時から保育サービスの充実を図る必要がある。

6 ライフラインの確保及び早期復旧

リスクシナリオ (6-1) 電力・ガス・石油等の長期間にわたる供給停止

■電力・ガス・石油等について

- ・災害時に電力・ガス・石油等の供給を維持するため、施設の耐震化を促進するとともに、事業者との連携を図る必要がある。

リスクシナリオ (6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

■上水道施設について

- ・災害時に上水道の機能を維持するため、配水池や基幹管路等の耐震化を進めるとともに、老朽化した施設の更新や長寿命化を進める必要がある。

■業務の継続について

- ・被災により、人員や物資、情報、ライフライン等に制約がある状況下において、迅速な復旧・復興を行うため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の対応手順等を予め定める必要がある。

■断水時の対応について

- ・断水時においても市民が水を利用できるよう、水道の代替施設の更新整備、拡充を図る必要がある。
- ・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。

リスクシナリオ (6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

■下水道施設について

- ・地震発生時に汚水処理機能を維持するため、下水道施設や農業集落排水施設の耐震診断・耐震化を推進するとともに、老朽化している施設の長寿命化を図る必要がある。

■業務の継続について

- ・災害時に行政機能を維持するための業務継続計画は策定済みである。

リスクシナリオ	(6-4) 交通ネットワークの機能停止
■公共交通について ・災害時の帰宅困難者の発生に備えるため、鉄道の代替手段について検討する必要がある。 ・災害時の円滑な移動を確保するため、平時から公共交通の確保維持に努める必要がある。 ■自転車について ・道路の破断、燃料不足等に対応するため、自動車に代わる移動手段として自転車の活用を推進する必要がある。 ■道路・橋梁について ・災害により道路が途絶した場合においても、円滑な移動を確保するため、代替経路を確保する必要がある。また、道路の途絶を防止するため、路面、擁壁・法面、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。 ・地震による橋梁の倒壊を防止するため、橋梁の耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。 ・道路啓開作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。	

7 二次災害の確保

リスクシナリオ	(7-1) 市街地での大規模火災の発生
■消防体制・火災予防について ・災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を引き続き進める必要がある。 ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化及び自主防災組織の活動を活性化する必要がある。 ・防火管理の徹底、違反対象物の是正指導、及び重大な消防法令違反を公表して、利用者が建物の危険性を判断できるようにする公表制度の構築を図る必要がある。 ・住宅用火災警報器について、機器の取り替えの周知及び未設置住宅への設置促進を図る必要がある。また、大地震後の通電火災発生防止対策を図る必要がある。 ■市街地について ・火災時の延焼を抑制するため、緑地の確保や良好な住環境の整備のほか、市街地整備を引き続き推進する必要がある。	
リスクシナリオ	(7-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
■農地等の保全管理について ・災害による地域コミュニティの脆弱化に起因する農地等の荒廃を防止するため、平時から地域等による農地・農業施設等の適切な保全管理を促進する必要がある。 ■家畜の疾病防止について ・災害時の感染症発生を防止するため、家畜の疾病防止対策を継続して行う必要がある。 ■森林の保全について ・森林が持つ多面的機能を維持するため、平時から適切な保全を促進する必要がある。	

リスクシナリオ	(7-3) 風評被害等による市内経済等への甚大な影響
■災害時の情報発信について ・災害時の農林水産物の風評被害を防止するため、正確な被害情報の収集方法や効果的な情報発信方法、関係団体・関係機関との連携について検討する必要がある。 ■消費者との信頼醸成について ・災害時の農林水産物の風評被害を抑制するため、産地ブランド力の向上を図るほか、生産履歴管理の徹底など、平時から消費者のさらなる信頼を得る必要がある。	

8 迅速な復旧・復興

リスクシナリオ	(8-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
■災害時の廃棄物処理について ・災害時に迅速に廃棄物を処理するため、土浦市災害廃棄物処理計画に基づき、平時より予防的施策を推進する必要がある。	
リスクシナリオ	(8-2) 建設業関連など人材の不足等による復旧・復興の遅れ
■応援・協力体制について ・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。 ■道路啓開について ・道路啓開作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。 ■ボランティアの受入について ・復旧・復興時のボランティア活動の円滑化を図るため、受入体制を整備する必要がある。 ■地籍調査について ・災害時の迅速な復旧・復興と公共事業の円滑化を図るため、地籍調査を推進する必要がある。	
リスクシナリオ	(8-3) 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ
■地域防災力について ・災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自治会等のコミュニティ組織や自治会単位での防災組織の一層の充実・強化を図る必要がある。 ・市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。 ・自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。 ■避難行動の支援について ・災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。	

第5章 リスクへの対応方策

1 リスクシナリオごとの対応方策

脆弱性評価の結果に基づき、20 のリスクシナリオごとに対応方策を設定します。

1 人命の保護

リスクシナリオ	【1-1】地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
①建築物の耐震化等 ・公共施設及び公共施設の特定天井等の非構造部材の耐震化を推進するとともに、公共施設等総合管理計画等に基づいた計画的な更新を行う。 ・無料耐震診断（木造住宅）、耐震改修費（改修計画作成費、改修工事費）の一部助成等により、住宅の耐震化を促進する。 ・病院、店舗等、多くの方が利用する建築物の耐震化を促進する。 ・危険なブロック塀等の撤去を支援し、倒壊による被害を抑制する。 ②消防力の充実 ・計画的な消防署施設の更新整備、消防車両の更新、配備や水利の不足している地域等への消防水利施設の整備を図るとともに、職員に対し各種研修による消防技術の向上や資格取得を推進し、消防力の充実を図る。 ・また、大規模災害等において重要な役割を担う消防団の人員確保及び施設、装備の充実を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化や自主防災組織の活動の活性化など、地域における防災体制の強化を図る。 ③救急・救助業務の充実 ・指導救急救命士、土浦地区メディカルコントロール協議会及び各医療機関と連携して救急救命士を含めた救急隊員の質の向上を図るとともに、救命率向上のため市民に対しAEDを活用した応急手当の普及啓発を行う。 ・また、高度な知識及び救急救助技術を備えた救助隊員の育成と高度救助資機材の更新整備を図る。 ④予防行政の強化 ・不特定多数の人を収容する施設等に的確な査察及び違反処理を行うため、予防技術資格者の育成に努める。 ・また、建物の重大な消防用設備設置違反を公表することで、建物利用者等が危険性を判断できる公表制度の構築を図る。 ⑤防火意識の高揚 ・市民に対する各種訓練や催し物、年間を通しての戸別訪問等により防火意識の高揚に努める。 ・また、住宅火災を防止するため、火災警報器の設置・更新を促進するとともに、通電火災を防止するための感震ブレーカーの普及啓発に努める。 ⑥自主防災組織の育成強化と活性化 ・未結成町内の自主防災組織の結成促進を図るため、支援対策を実施する。 ・また、既結成町内の自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施する。 ⑦コミュニティ組織の充実 ・自治会や地区市民委員会など地域の活動に重要な役割を担うコミュニティ組織の充実を図る。	

⑧防災意識の高揚、防災教育の充実

- ・広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を実施し、防災に関する知識の普及啓発を図る。

⑨避難行動要支援者等への対応

- ・高齢者や障害者等の災害弱者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者の把握や台帳登録に努めるなど、避難・誘導体制の整備を図る。
- ・災害時に外国人の安全を確保するため、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所等の情報提供などを実施する。

⑩高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ・関係機関と協力し、高齢者に対する地域における声かけや見守り体制の充実を図るとともに、災害時において高齢者や要介護者が安全に避難できるよう、要援護者支援にかかる連携体制を強化する。
- ・また、住み慣れた家で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化と認知症の早期発見・早期支援及び認知症の方を地域で支え合う体制整備に努める。

⑪障害者が活動しやすい安心・安全なまちづくり

- ・バリアフリーのまちづくりを推進し、快適な居住環境の整備と行動範囲の拡大支援、緊急時救援体制の整備、情報のバリアフリー化を推進する。
- ・さらに「防災の手引き」の周知に努め、障害者やその介護者、支援者等の災害に対する意識を高め、障害者等のための安心安全な生活の支援を図る。

⑫外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり

- ・外国人市民も日本人市民と同様、地域社会で安心して暮らせるように、居住や教育、労働、医療・保健、防犯・防災などの基本的な生活環境の整備を図る。

⑬住環境に悪影響を及ぼす空家への措置

- ・著しく保安上危険で衛生上有害な住環境に悪影響を及ぼす空家について、建築基準法や空家等対策の推進に関する法律等に基づいた、適正な管理の助言・指導や除去・解体その他の保安・衛生上必要となる措置を進める。
- ・また、住宅の適正管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指す。

⑭住環境の整備

- ・地区計画、建築協定制度等による市民主体のまちづくりを支援し、地域特性に応じた良好な住環境を整備する。

⑮開発・建築指導の充実

- ・良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、適切な開発・建築指導を推進するとともに、建築パトロールなどにより違反建築物の是正に努める。

⑯適正な土地利用の誘導

- ・都市的土地利用の推進を図るため、都市計画基礎調査等に基づき区域区分の見直しや地区の特性に応じた地域地区の変更を行う。
- ・また、地域住民と連携した地区計画の導入や、建築協定の締結促進、条例による開発行為等の指導などにより、質の高い土地利用を誘導する。

⑰公園・緑地の整備及び管理

- ・霞ヶ浦総合公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図るとともに、緑地や公園などの整備、公園里親制度を活用した協働による公園の維持管理に努める。

- ・また、市街地周辺の河川等を活用し、水辺を活かしたまちづくりを推進する。

⑱緑地及び平地林、斜面林の保全

- ・市民緑地などの制度を活用し、まとまりのある平地林や連続する斜面林の保全を図るとともに、市街地における緑地空間を都市緑地として積極的に活用し整備を推進する。

⑲緑化の推進

- ・公共施設、道路、河川など公共空間の緑化の推進を図るとともに、家庭・事業所など地域ぐるみで民有地の緑化を促進するため、生垣の助成等を活用した豊かな緑の創出を図る。

⑳中心市街地活性化施策の推進

- ・商業者、関係団体、関係機関と連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画に基づいた施策を推進し、中心市街地の交流人口・居住人口の増加による活力とにぎわいのある中心市街地の創出を図る。

㉑駅周辺地区の整備

- ・神立駅周辺地区は、かすみがうら市と連携を図りながら、土地区画整理事業による西口駅前広場・道路等の都市基盤とともに、東口の駅前広場、道路等の都市基盤の整備を進める。
- ・荒川沖駅周辺地区は、駅東西地区の一体的な住居機能、近隣商業機能などの強化・整備を図り、本市の南の拠点にふさわしい、にぎわいと魅力ある快適で利便性の高い地区づくりを推進する。

㉒インターチェンジ周辺地区の整備

- ・常磐自動車道土浦北インターチェンジ及び桜土浦インターチェンジ周辺地区については、立地条件を活かした各種施設の立地を促進し、流通・業務等の土地利用を図る。

リスクシナリオ 【1-2】 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①河川の整備

- ・自然環境保全との整合性を図りながら、増水時における安全対策のため桜川の河道掘削、乙戸川・境川・新川等の河川改修を促進する。

②都市下水路の整備

- ・市街化の進展や異常気象に伴うゲリラ豪雨により、道路冠水等が発生していることから、雨水排除が速やかに行われるよう、都市下水路の整備を推進する。

③総合的な雨水排除対策の推進

- ・内水ハザードマップの活用により浸水想定区域を周知し、被害の縮小と市民の自助意識・防災意識の向上を図る。
- ・浸水被害の縮小を図るため、雨水貯留・浸透施設の整備を推進する。

④既設下水道雨水ポンプ場の整備

- ・施設、設備の老朽化の進んでいる下水道ポンプ場及び管渠について下水道ストックマネジメント計画に基づき、事業費の平準化を図るとともに、点検・調査、修繕・改築を実施することにより、施設管理の最適化・長寿命化を図る。
- ・適切な維持管理の下、雨水排水機能の充実を図る。

⑤公共下水道（雨水）整備事業

- ・浸水地域解消のため、計画的に雨水幹線の整備を進める。

⑥自主防災組織の育成強化と活性化（再掲 1-1-⑥）

⑦コミュニティ組織の充実（再掲 1-1-⑦）

- ⑧防災意識の高揚、防災教育の充実（再掲 1-1-⑧）
- ⑨避難行動要支援者等への対応（再掲 1-1-⑨）
- ⑩高齢者が安心して暮らせる環境づくり（再掲 1-1-⑩）
- ⑪障害者が活動しやすい安心・安全なまちづくり（再掲 1-1-⑪）
- ⑫外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり（再掲 1-1-⑫）

リスクシナリオ	【1-3】土砂災害等による死傷者の発生
---------	---------------------

- ①急傾斜地崩壊防止対策の推進
 - ・本市では、96箇所土砂災害警戒区域が指定されているが、特に崩壊の危険性のある箇所については、急傾斜地危険区域の指定を受け崩壊防止対策を行い、危険区域の解消を促進する。
- ②自主防災組織の育成強化と活性化（再掲 1-1-⑥）
- ③コミュニティ組織の充実（再掲 1-1-⑦）
- ④防災意識の高揚、防災教育の充実（再掲 1-1-⑧）
- ⑤避難行動要支援者等への対応（再掲 1-1-⑨）
- ⑥高齢者が安心して暮らせる環境づくり（再掲 1-1-⑩）
- ⑦障害者が活動しやすい安心・安全なまちづくり（再掲 1-1-⑪）
- ⑧外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり（再掲 1-1-⑫）

リスクシナリオ	【1-4】情報伝達の不備に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生
---------	----------------------------------

- ①市民等への情報伝達体制の強化
 - ・防災行政無線及び防災用移動無線機を順次更新し、防災情報の伝達体制を引き続き確保する。
 - ・情報通信の麻痺に備え、市民への情報伝達手段として、広報車両、安全安心情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、防災行政無線、SNS等、多様な媒体による伝達体制の確立を図る。
- ②自主防災組織の育成強化と活性化（再掲 1-1-⑥）
- ③コミュニティ組織の充実（再掲 1-1-⑦）
- ④防災意識の高揚、防災教育の充実（再掲 1-1-⑧）
- ⑤避難行動要支援者等への対応（再掲 1-1-⑨）
- ⑥高齢者が安心して暮らせる環境づくり（再掲 1-1-⑩）
- ⑦障害者が活動しやすい安心・安全なまちづくり（再掲 1-1-⑪）
- ⑧外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり（再掲 1-1-⑫）

2 救助・救援、医療活動等の迅速な対応

リスクシナリオ	【2-1】被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止
	①食料、生活必需品の供給体制の整備 ・想定避難所生活者数分の食料を現物備蓄及び流通備蓄により確保する。備蓄、調達品目については、アレルギー対策等を考慮して選定する。 ②水道代替施設の更新整備、拡充 ・断水時に市民が水を利用できるよう、耐震性貯水槽や災害用井戸の更新整備及び災害時協力井戸や、町内会防災井戸の拡充を推進する。 ③応急給水体制の確保 ・断水時に速やかに水を供給できるよう、他自治体との給水応援協定の締結を推進する。 ④相互応援・協力体制の強化 ・災害協定等相互応援・協力体制の強化を図るとともに、防災協力事業所と協力体制の強化を図る。 ⑤幹線道路の整備促進 ・幹線道路の体系的な整備を推進し、円滑な都市交通の確保と機能の充実を図る。 ・また、広域幹線である一般国道6号バイパス、125号バイパス、354号バイパス及び県道小野土浦線などの整備促進により、広域的な交流や地域間アクセスの向上、緊急避難路や緊急輸送路の確保を図る。 ⑥都市計画道路等の整備 ・現在、事業化されている路線の計画的な整備を推進するとともに、新規路線の整備を進める。 ・また、長期未着手の路線については、総合交通体系調査の結果を踏まえ再検討を進める。 ・地域生活の充実や地域経済活性化が期待できるスマートインターチェンジの整備に向けた検討を行う。 ⑦生活道路の整備及び管理 ・安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、主要幹線道路や狭隘な生活関連道路を改良及び舗装整備するとともに、交通安全施設や歩道などの整備を推進する。 ・道路整備にあたっては、防災や景観・バリアフリーにも配慮し、また、道路愛護ボランティア支援制度を活用した協働による道路の維持管理に努める。 ⑧道路施設の計画的な修繕 ・道路ストック総点検に基づき、道路施設の修繕を計画的に行い、災害時の避難路及び緊急輸送路の途絶を防ぐ。 ⑨橋梁の耐震化及び長寿命化 ・災害時の避難路及び緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強及び改修工事を推進し、耐震性の向上を図る。 ・また、道路交通の安全性を確保するため、定期点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた計画的かつ予防的修繕を行う。 ⑩道路啓開体制の整備 ・平時から関係団体との連絡体制を構築するとともに、装備資機材の充実を図るなど、道路啓開体制の構築を図る。
リスクシナリオ	【2-2】救助・救急活動等の絶対的不足

①消防力の充実（再掲 1-1-②）

②救急・救助業務の充実（再掲 1-1-③）

③救急医療体制の充実

- ・医師会、歯科医師会及び関係医療機関との連携により、初期救急医療体制として休日緊急診療所や休日の在宅当番医制など、休日・夜間の緊急診療体制の充実を図るとともに、病院群輪番制病院を支援し、第二次救急医療体制の充実に努める。
- ・私的二次救急告示医療機関に対し、救急搬送件数に応じた支援を行うことで救急搬送受け入れ体制の円滑化を図る。

④地域医療の充実

- ・筑波大学と連携して地域医療提供体制のあり方や医師の定着促進を図るため寄附講座を継続するとともに、核となる病院と かかりつけ医との連携を強化促進し、地域医療体制の充実に努める。
- ・公的医療機関の運営経費に対して助成し、医療体制の強化を図る。

⑤医療救護活動の協力体制の強化

- ・災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、県や医師会等と協力体制の強化を図る。
- ・医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資について、県や医師会等と協力し、調達態勢の整備を図る。

⑥相互応援・協力体制の強化（再掲 2-1-④）

リスクシナリオ 【2-3】 被災地における疫病・感染症の大規模発生

①感染症予防対策の推進

- ・各種予防接種について普及啓発を行い、予防接種率の向上に努める。
- ・県と連携して、平時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する広報啓発を行う。
- ・感染症の蔓延を抑制するため、マスク・消毒液等の物資の備蓄を推進する。

②下水道施設等の耐震化の推進

- ・ポンプ場、幹線管渠等の主要な下水道施設の耐震化を推進し、災害時における下水道機能の確保に努める。

③下水道施設等維持管理適正化の推進

- ・下水管渠・ポンプ場など、各施設の老朽化等を考慮した下水道ストックマネジメント計画に基づき、事業費の軽減・平準化を図るとともに、施設全体の長寿命化対策などを講ずることにより適正な維持管理に努める。

④農業集落排水施設の老朽化対策

- ・大規模地震発生時の農業集落排水施設に係る被害を抑制し、機能の維持に努めるため、最適整備構想に基づく機能強化対策を実施し、施設の長寿命化を図る。

⑤高度処理型浄化槽の普及

- ・公共下水道や農業集落排水事業区域外の排水対策である高度処理型浄化槽の普及促進に努める。

リスクシナリオ	【3-1】市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
①防災拠点施設の機能強化 ・防災拠点施設について、耐震診断、耐震改修を促進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。 ・自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用に努める。 ・平時から避難所の環境整備を推進し、安全で良好な避難生活の提供を図る。 ②業務継続計画の推進 ・災害時には、業務継続計画に基づいた優先的に実施すべき業務を迅速かつ的確に行い、行政機能の維持に努める。 ③市職員に対する防災教育の実施 ・地域防災計画等による防災教育を推進するとともに、防災訓練や各種講習会を実施し、市職員の防災能力の向上を図る。 ④相互応援・協力体制の強化（再掲 2-1-④）	

4 情報通信機能の確保

リスクシナリオ	【4-1】情報通信の麻痺・長期停止
①防災体制の広域化とシステム化 ・茨城県防災情報ネットワークシステムの利用により、情報の収集伝達や連絡体制の強化を図る。 ②市民等への情報伝達体制の強化（再掲 1-4-①） ③防災拠点施設の機能強化（再掲 3-1-①） ④業務継続計画の推進（再掲 3-1-②）	

5 地域経済活動の維持

リスクシナリオ	【5-1】サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
①企業の事業継続体制の促進 ・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を企業に促進し、企業活動の停滞の防止を図る。 ②仕事と家庭の両立支援 ・保育サービスや放課後児童対策の充実を図り、仕事と家庭の両立を支援する。	

6 ライフラインの確保及び早期復旧

リスクシナリオ	【6-1】電力・ガス・石油等の長期間にわたる供給停止
①エネルギー供給体制の強化 ・電力・ガス・石油等の供給施設の耐震化を促進するとともに、平時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連携体制を強化する。	
リスクシナリオ	【6-2】上水道等の長期間にわたる供給停止
①上水道施設の耐震化 ・配水地等、水道施設の耐震化を推進し、災害時の安定的な水の供給に努める。 ・避難所や病院等の防災上重要な施設の給水装置の耐震化を促進する。 ②老朽管の更新 ・安定的に上水道を供給するため、法定耐用年数を経過し、老朽化が見られる配水管の計画的な更新を推進する。 ③業務継続体制の整備（上水道） ・水道事業に係る業務継続計画の策定を推進し、災害時の安定的な水の供給に努める。 ④水道代替施設の更新整備、拡充（再掲 2-1-②） ⑤応急給水体制の確保（再掲 2-1-③） ⑥相互応援・協力体制の強化（再掲 2-1-④）	
リスクシナリオ	【6-3】污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
①下水道施設等の耐震化の推進（再掲 2-3-②） ②下水道施設等維持管理適正化の推進（再掲 2-3-③） ③農業集落排水施設の老朽化対策（再掲 2-3-④） ④業務継続計画の推進（下水道） ・下水道事業に係る業務継続計画に基づき、災害時の污水处理機能の維持に努める。	
リスクシナリオ	【6-4】交通ネットワークの機能停止
①災害時の公共交通ネットワークの確保 ・平時から鉄道事業者やバス事業者などの交通事業者との連携を強化し、災害時の帰宅困難者の抑制や市民の円滑な移動の確保を図る。 ②公共交通網の形成 ・利用者数の維持、公共交通不便地域の削減、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進に対応するため、まちづくりと連携するとともに、地区特性に応じた公共交通で快適に移動できるまちの形成を図る。 ・路線バスについては、利用促進により、路線の維持を図る。 ・まちづくり活性化バス、のりあいタクシーについては、事業者に対し運行内容の改善を働きかけ、効率的な運行を図る。 ・一定の人口密度を有する公共交通不便地域では、地域との協働によりコミュニティ交通の導入促進を図る。 ③JR常磐線輸送力増強と利便性の向上	

第5章 リスクへの対応方策

- ・東京駅・品川駅への乗り入れ本数の増加等の輸送力増強が図られるようＪＲ東日本に対し要望活動を実施するとともに、ＪＲ常磐線の利用促進に向けた取組を実施する。

④災害時における自転車の活用

- ・道路の破断、燃料不足、渋滞等により自動車が動けない場合に、職員の参集や被災状況の把握のための現地調査の移動手段として自転車を活用するため、市職員の自転車通勤の推奨及び公用自転車の配備を継続する。

⑤自転車利用環境の整備推進

- ・つくば霞ヶ浦りんりんロードについては、県及び沿線市町村と連携して、案内表示等の設置や適切な維持補修など、良好なサイクリング環境を構築する。
- ・安心して自転車を利用できる環境を創出するため、自転車ネットワーク計画に基づいた自転車通行空間等の整備を推進する。

⑥幹線道路の整備促進（再掲 2-1-⑤）

⑦都市計画道路等の整備（再掲 2-1-⑥）

⑧生活道路の整備及び管理（再掲 2-1-⑦）

⑨道路施設の計画的な修繕（再掲 2-1-⑧）

⑩橋梁の耐震化及び長寿命化（再掲 2-1-⑨）

⑪道路啓開体制の整備（再掲 2-1-⑩）

7 二次災害の確保

リスクシナリオ	【7-1】市街地での大規模火災の発生
①消防力の充実（再掲 1-1-②） ②予防行政の強化（再掲 1-1-④） ③防火意識の高揚（再掲 1-1-⑤） ④住環境の整備（再掲 1-1-⑭） ⑤開発・建築指導の充実（再掲 1-1-⑮） ⑥適正な土地利用の誘導（再掲 1-1-⑯） ⑦公園・緑地の整備及び管理（再掲 1-1-⑰） ⑧緑地及び平地林、斜面林の保全（再掲 1-1-⑱） ⑨緑化の推進（再掲 1-1-⑲） ⑩中心市街地活性化施策の推進（再掲 1-1-⑳） ⑪駅周辺地区の整備（再掲 1-1-㉑） ⑫インターチェンジ周辺地区の整備（再掲 1-1-㉒）	
リスクシナリオ	【7-2】農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①農業生産基盤の整備と保全

- ・地域農業を支える農道や排水路の整備を進め、生産性の向上と営農効率を高め農業経営の安定を図る。
- ・また、農業者以外の多様な主体の参画を促し地域住民が一体となり、地域の財産である農地や農業施設を管理・保全する活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進し、多面的機能の発揮と農村の振興を図る。
- ・農作物への鳥獣被害を抑制するため、地域・関係機関と連携し、対応策の推進を図る。

②効率的かつ安定的な農業経営体の育成

- ・生産性と収益性が高く効率的で安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者、新規就農者、及び集落営農組織等の担い手の育成を図る。
- ・また、今後の地域農業を担う新規の就農を促進するとともに、地域農業のリーダーとなる人材の育成を行う。

③優良農地の保全と担い手への農地の集積・集約化

- ・農林水産業は食料の生産のみではなく、国土や自然環境の保全や集落機能の維持など多方面にわたり地域住民の生活に不可欠な存在であることから、優良農地の積極的な保全に努める。
- ・また、農地中間管理事業を活用し、地域の担い手農家への農地の集積・集約化を進め、経営力のある規模拡大を行い、荒廃農地の発生防止と解消に努める。

④畜産環境の整備

- ・家畜の適正なふん尿処理による堆肥化を促進し、水田や畑を耕し農業生産を行う耕種農家との連携による農地還元を図り、施設の近代化や防疫体制の充実強化に努める。

⑤豊かな森林の育成

- ・雨水の貯留、水資源の涵養、良好な景観形成、土砂災害の防止等、多面的機能を有する森林の保全を促進する。

⑥漁業資源の確保及び水産加工業の振興

- ・霞ヶ浦に生息する、わかさぎ、えび、うなぎ等の増殖を図るための放流事業などにより資源の確保に努めるとともに、優良水産加工品の消費拡大を進め水産加工業の振興に努める。
- ・また、水産資源の新たな活用方法の検討を進める。

リスクシナリオ 【7-3】 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

①情報発信体制の構築

- ・平時から関係団体・関係機関との連携を強化し、正確な被害情報を収集し、その情報を迅速に発信できる体制を構築する。

②安心・安全と消費者から信頼される産地の育成

- ・消費者から信頼される農林水産物を供給するため、生産履歴管理の徹底や農薬の適正使用を推進するとともに、鮮度保持の技術導入に努める。
- ・また、J A S規格や国際的な基準であるH A C C PやグローバルG A Pの取得を促進する。

③農産物の生産振興と価値の創出による需要の拡大

- ・農産物の6次産業化やブランド化などにより新たな価値を創出し新規需要の掘り起こしに努める。
- ・れんこん、花き、果樹、そばなどの多種多様な農林水産物の産地であることを活用し、消費者への積極的な情報提供による生産者との交流などに取り組み、更なる需要拡大と信頼醸成を図る。

リスクシナリオ	【8-1】災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
①土浦市災害廃棄物処理計画の推進 ・土浦市災害廃棄物処理計画に基づき、国・県・他自治体・民間事業者等との協力体制の確立、資機材の確保、仮置場候補地の選定などを推進する。	
リスクシナリオ	【8-2】建設業関連など人材の不足等による復旧・復興の遅れ
①相互応援・協力体制の強化（再掲 2-1-④） ②道路啓開体制の整備（再掲 2-1-⑩） ③ボランティア受入体制の整備 ・受援計画を策定するとともに、ボランティアセンターの機能強化を図るなど、災害ボランティアの受入体制を整備する。 ④地籍調査事業の推進 ・復旧・復興時に公共事業を円滑に行うため、土地境界の把握に必要な地籍調査を、引き続き実施する。	
リスクシナリオ	【8-3】地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ
①自主防災組織の育成強化と活性化（再掲 1-1-⑥） ②コミュニティ組織の充実（再掲 1-1-⑦） ③防災意識の高揚、防災教育の充実（再掲 1-1-⑧） ④避難行動要支援者等への対応（再掲 1-1-⑨） ⑤高齢者が安心して暮らせる環境づくり（再掲 1-1-⑩） ⑥障害者が活動しやすい安心・安全なまちづくり（再掲 1-1-⑪） ⑦外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり（再掲 1-1-⑫）	

2 施策分野ごとの対応方策

リスクシナリオごとに設定した対応方策を、8つの施策分野ごとに振り分けて整理しました。
なお、() 内の数字は、対応するリスクシナリオ (P11 参照) を示します。

A 行政機能・消防

施策分野	【A-1】行政機能
	○防災拠点施設の機能強化 (3-1、4-1) ○業務継続計画の推進 (3-1、4-1) ○市職員に対する防災教育の実施 (3-1)
施策分野	【A-2】消防
	○消防力の充実 (1-1、2-2、7-1) ○救急・救助業務の充実 (1-1、2-2) ○予防行政の強化 (1-1、7-1) ○防火意識の高揚 (1-1、7-1)

B 防災

施策分野	【B-1】地域防災
	○自主防災組織の育成強化と活性化 (1-1、1-2、1-3、1-4、8-3) ○コミュニティ組織の充実 (1-1、1-2、1-3、1-4、8-3) ○防災意識の高揚、防災教育の充実 (1-1、1-2、1-3、1-4、8-3) ○避難行動要支援者等への対応 (1-1、1-2、1-3、1-4、8-3) ○外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり (1-1、1-2、1-3、1-4、8-3)
施策分野	【B-2】物資等
	○食料、生活必需品の供給体制の整備 (2-1) ○水道代替施設の更新整備、拡充 (2-1、6-2)
施策分野	【B-3】協力体制
	○相互応援・協力体制の強化 (2-1、2-2、3-1、6-2、8-2) ○応急給水体制の確保 (2-1、6-2) ○道路啓開体制の整備 (2-1、6-4、8-2) ○医療救護活動の協力体制の強化 (2-2) ○エネルギー供給体制の強化 (6-1) ○ボランティア受入体制の整備 (8-2)

C 住宅・都市・土地利用

施策分野	【C-1】住宅・都市
○建築物の耐震化等（1-1） ○住環境に悪影響を及ぼす空家への措置（1-1） ○住環境の整備（1-1、7-1） ○開発・建築指導の充実（1-1、7-1）	
施策分野	【C-2】土地利用
○適正な土地利用の誘導（1-1、7-1） ○公園・緑地の整備及び管理（1-1、7-1） ○緑地及び平地林、斜面林の保全（1-1、7-1） ○緑化の推進（1-1、7-1）	
施策分野	【C-3】まちづくり
○中心市街地活性化施策の推進（1-1、7-1） ○駅周辺地区の整備（1-1、7-1） ○インターチェンジ周辺地区の整備（1-1、7-1）	

D 保健医療・福祉

施策分野	【D-1】保健医療
○救急医療体制の充実（2-2） ○地域医療の充実（2-2） ○感染症予防対策の推進（2-3）	
施策分野	【D-2】福祉
○高齢者が安心して暮らせる環境づくり（1-1、1-2、1-3、1-4、8-3） ○障害者が活動しやすい安心・安全なまちづくり（1-1、1-2、1-3、1-4、8-3） ○仕事と家庭の両立支援（5-1） ○緑化の推進（1-1、7-1）	

E 産業・農林水産

施策分野	【E-1】 産業
○企業の事業継続体制の促進（5-1）	
施策分野	【E-2】 農林水産
○農業生産基盤の整備と保全（7-2） ○効率的かつ安定的な農業経営体の育成（7-2） ○優良農地の保全と担い手への農地の集積・集約化（7-2） ○安心・安全と消費者から信頼される産地の育成（7-3） ○農産物の生産振興と価値の創出による需要の拡大（7-3） ○畜産環境の整備（7-2） ○豊かな森林の育成（7-2） ○漁業資源の確保及び水産加工業の振興（7-2）	

F 上水道・下水道・雨水排水

施策分野	【F-1】 上水道
○上水道施設の耐震化（6-2） ○老朽管の更新（6-2） ○業務継続体制の整備（上水道）（6-2）	
施策分野	【F-2】 下水道
○下水道施設等の耐震化の推進（2-3、6-3） ○下水道施設等維持管理適正化の推進（2-3、6-3） ○農業集落排水施設の老朽化対策（2-3、6-3）	
施策分野	【F-3】 雨水排水
○都市下水路の整備（1-2） ○総合的な雨水排除対策の推進（1-2） ○既設下水道雨水ポンプ場の整備（1-2） ○公共下水道（雨水）整備事業（1-2）	

G 情報通信・交通・道路

施策分野	【G-1】 情報通信
○防災体制の広域化とシステム化（4-1） ○市民等への情報伝達体制の強化（1-4、4-1） ○情報発信体制の構築（7-3）	
施策分野	【G-2】 交通
○災害時の公共交通ネットワークの確保（6-4） ○公共交通網の形成（6-4） ○JR常磐線輸送力増強と利便性の向上（6-4） ○災害時における自転車の活用（6-4）	
施策分野	【G-3】 道路
○幹線道路の整備促進（2-1、6-4） ○都市計画道路等の整備（2-1、6-4） ○生活道路の整備及び管理（2-1、6-4） ○道路施設の計画的な修繕（2-1、6-4） ○橋梁の耐震化及び長寿命化（2-1、6-4） ○自転車利用環境の整備推進（6-4）	

H 国土保全・環境

施策分野	【H-1】 国土保全
○河川の整備（1-2） ○急傾斜地崩壊防止対策の推進（1-3） ○地籍調査事業の推進（8-2）	
施策分野	【H-2】 環境
○土浦市災害廃棄物処理計画の推進（8-1） ○高度処理型浄化槽の普及（2-3）	

第6章 計画の推進体制

1 施策の重点化の設定

限られた資源、財源の中で本市の強靱化を効果的に進めるため、人命保護を最優先とするとともに、影響の大きさ、緊急度、平時の活用等の視点から、20 のリスクシナリオのうち、8 のリスクシナリオを重点化項目とします。

その対応方策の中から、重点化すべき施策を選定し、強靱化に向けた効果的な施策の実施に努める。

■本計画におけるリスクシナリオと重点化項目

事前に備えるべき目標		No	リスクシナリオ	重点化項目
1	人命の保護	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	○
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○
		1-3	土砂災害等による死傷者の発生	○
		1-4	情報伝達の不備に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の発生	○
2	救助・救援、医療活動等の迅速な対応	2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止	○
		2-2	救助・救急活動等の絶対的不足	○
		2-3	被災地における疫病・感染症の大規模発生	
3	行政機能の確保	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	○
4	情報通信機能の確保	4-1	情報通信の麻痺・長期停止	
5	地域経済活動の維持	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞	
6	ライフラインの確保及び早期復旧	6-1	電力・ガス・石油等の長期間にわたる供給停止	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4	交通ネットワークの機能停止	○
7	二次災害の防止	7-1	市街地での大規模火災の発生	
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
		7-3	風評被害等による市内経済等への甚大な影響	
8	迅速な復旧・復興	8-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ	
		8-2	建設業関連など人材の不足等による復旧・復興の遅れ	
		8-3	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ	

■重点化すべき施策

No	施策分野	重点化すべき施策
A	行政機能・消防	○防災拠点施設の機能強化 ○市職員に対する防災教育の実施 ◎消防力の充実 ○救急・救助業務の充実
B	防災	◎自主防災組織の育成強化と活性化 ○防災意識の高揚、防災教育の充実 ○避難行動要支援者等への対応 ○食料、生活必需品の供給体制の整備 ○応急給水体制の確保 ○道路啓開体制の整備
C	住宅・都市・土地利用	◎建築物の耐震化等 ○適正な土地利用の誘導 ○公園・緑地の整備及び管理
D	保健医療・福祉	○救急医療体制の充実 ○高齢者が安心して暮らせる環境づくり ○障害者が活動しやすい安心・安全なまちづくり
F	上水道・下水道・雨水排水	○総合的な雨水排除対策の推進 ○公共下水道（雨水）整備事業
G	情報通信・交通・道路	○市民等への情報伝達体制の強化 ○災害時の公共交通ネットワークの確保 ◎幹線道路の整備促進 ◎都市計画道路等の整備 ◎生活道路の整備及び管理
H	国土保全・環境	○急傾斜地崩壊防止対策の推進

◎は、重要業績指標（K P I）に設定する施策

2 重要業績指標（K P I）の設定

本計画における進捗管理を行うため、重要業績指標（K P I）を設定します。

No	重要業績指標（K P I）	現状値 (R 4)	目標値 (R 9)
1	救急救命士の人数	49 人	52 人
2	自主防災組織の結成率	86.5%	100%
3	耐震診断の実施戸数	740 戸	780 戸
4	避難路及び緊急輸送路の指定路線橋梁の補強実施件数	24 件	29 件
5	都市計画道路の供用率	86.0%	89.8%
6	市道の改良率	48.6%	49.6%

3 計画の推進体制

本計画に位置付けられた施策は多岐にわたることから、「土浦市国土強靱化地域計画庁内推進会議」において、計画の推進を図ります。

計画の進行管理については、PDCAサイクル（Plan:計画 → Do:実行 → Check:評価 → Action:改善）に従って行い、毎年度、施策及び指標の達成状況について評価します。

なお、施策の見直し・改善については、社会情勢や施策の推進状況等を踏まえて実施します。

■国土強靱化地域計画推進のためのPDCAサイクル

